



- の範囲その他必要な事項等を規定したものです。
- 施設は次のとおりです。
- 川越市市民会館
 - 川越西文化会館
 - 川越南文化会館
 - 川越市北部地域ふれあいセンター
 - 川越市民聖苑やすらぎのさと
 - 川越市総合福祉センター
 - 川越市老人福祉センター東後楽会館
 - 川越市老人福祉センター西後楽会館
 - 川越市養護老人ホームやまぶき荘
 - 川越市小ヶ谷老人憩いの家
 - 川越市高階北老人憩いの家
 - 川越市川越駅東口老人憩いの家
 - 川越市麗ヶ関東老人デイサービスセンター
 - 川越市連雀町老人デイサービスセンター
 - 川越市芳野台体育館
 - 川越市中高齢労働者福祉センター
 - 川越駅西口第一自転車駐車場
 - 川越駅西口第二自転車駐車場
 - 川越駅東口自転車駐車場
 - 本川越駅前自転車駐車場
 - 的場駅前自転車駐車場
 - 南大塚駅南口自転車駐車場
 - 新河岸駅自転車駐車場
 - 川越市市民体育館
 - 川越武道館



川越市都市公園条例(全部改正)を定めることについて

原案可決

都市公園法の一部改正並びに有料の公園施設のうち川越運動公園の陸上競技場、総合体育館及びテニスコートについて、地方自治法の規定に基づく指定管理者制度に係る規定の整備に伴い、本条例の全部を改正したものです。

改正の主な内容は、都市公園内に放置された工物等で、撤去等の必要な措置を命ぜられるべき者が確認できないものにつ

川越市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

指定管理者を外部監査契約に基づく監査の対象とするため、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設されたことに伴

指定管理者制度導入に伴う関係条例を改正

いて、市がその措置を行った場合における当該工物等に係る公示、保管及び売却等の手続の事項を規定するために改正を行い、指定管理者については、指定管理者に有料の公園施設のうち川越運動公園の陸上競技場、総合体育館及びテニスコートの管理を行わせる場合における指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を規定するために改正を行ったものです。併せて法に基づく条文の整備をしたものです。

第二日(六月三日)から第四日(六月五日)まで本会議休会。

第五日(六月六日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託次に任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任を行う。

第六日(六月七日)本会議休会。

第一日(六月二日)会期を二十二日間と決定。継続審査となっていた案件について、各委員長より報告が行われ、審議の結果、平成十五年度決算十三件をそれぞれ認定。請願一件及び地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。次に市議会議長の辞職を許可し、同選挙を実施した後、議会運営委員会委員一人の辞職を許可。続いて市議会副議長の辞職を許可した後、同選挙を実施。引き続き報告事項五件の報告を受けた後、提出案三十件について提案理由の説明を実施。

議事のあらまし

い、これまでの管理委託と同様に指定管理者についても外部監査の対象とするため、規定の整備をしたものです。

川越市情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、指定管理者における公の施設の管理に係る情報について、市長が指定管理者に対し当該情報の公開及び提供を推進するよう要請するための規定の整備をしたものです。

川越市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、指定管理者における公の施設の管理に係る個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないとする指定管理者の責務及び当該施設の管理の業務に従事している者等に、守秘義務を課すための規定の整備をしたものです。

併せて、当該施設の管理の業務に従事している者等が当該業務に係る個人情報の不適切な取扱いをした場合の罰則に係る規定の整備をしたものです。

川越市平和基金条例などを改正

川越市平和基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

平和都市を宣言し平和施策事業を推進するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、平和都市の宣言を行うことについて、規定に追加したものです。

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

水防法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、水防法の引用条項を改めるとともに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に合わせて、傷病補償表及び障害補償表を改めたものです。

川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

建築基準法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、法改正に伴い、手数料の減免規定について文言を追加し、既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和について規定し、これに伴う認定申請手数料(二万七千円)を新設したものです。

また、道路の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料については、従来無料で事務を行ってききましたが、一定の事務量であることから、確認、認定等の申請と同様に有料とし、手数料(五万円)を新設したものです。

川越市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

学校給食センターの廃止及び設置に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、老朽化した川越市立寿町学校給食センターを廃止し、その代替施設として新たに設置する学校給食センターの名称について川越市立曹間学校給食センターとし、位置については川越市大字曹間十八番地九とするともに、併せて学校給食センターの表記順を変更したものです。

専決処分の承認

専決処分の承認を求めることについて

承認

議会を招集するいとまがなく、五月二十三日に市長が専決処分した、繰上充用措置に伴う予算措置、平成十七年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第一号)に対して、議会の承認を求めたものです。

この補正の内容は、平成十六年度老人保健医療事業特別会計において、歳入が歳出に不足し、繰上充用措置が必要になり、当該繰上充用に係る予算として、平成十七年度老人保健医療事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三千四百五十五万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百四億九千七百八十四千円としたものです。

目、大字砂、大字扇河岸地内の四路線の認定を行ったものです。

川越市道路線の認定について

原案可決

都市計画法に基づく開発行為に伴い、大字大中居、大字砂、泉町、大字新宿、大字大仙波、大字大仙波新田、豊田町二丁目、豊田町三丁目、大字的場地内の十四路線の認定を行ったものです。

川越市道路線の認定について

原案可決

不老川の河川改修に伴い、既存の道路線の起点に変更が生じたため、岸町三丁目地内の一路線の認定を行ったものです。

川越市道路線の廃止について

原案可決

不老川の河川改修に伴い、既存の道路線の起点に変更が生じたため、岸町二丁目、岸町三丁目地内の一路線の廃止を行ったものです。

川越市道路線の認定について

原案可決

南古谷駅西地区地区計画に伴い、既存の道路線の終点に変更が生じたため、大字大中居、大字南田島地内の一路線の認定を行ったものです。

川越市道路線の廃止について

原案可決

南古谷駅西地区地区計画に伴い、既存の道路線の終点に変更が生じたため、大字大中居、泉町地内の一路線の廃止を行ったものです。

市道路線の認定・廃止

川越市道路線の認定について

原案可決

道路の新設に伴い、郭町二丁

第七日(六月八日)本会議休会。議会運営委員会開催。

第八日(六月九日)議席の一部変更を行った後、通告順により一般質問を実施。

第九日(六月十日)通告順により一般質問を実施。

第十日(六月十一日)及び第十一日(六月十二日)本会議休会。

第十二日(六月十三日)通告順により一般質問を実施。

第十三日(六月十四日)通告順により一般質問を実施。

次に任期満了に伴う各常任委員会委員の選任を行う。

第十四日(六月十五日)本会議休会。四常任委員会開催。

第十五日(六月十六日)から第二十一日(六月二十二日)まで本会議休会。

第二十二日(六月二十三日)最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、請願二件を採択、議案三十件のうち一件を承認、二十九件を原案可決。次に追加提出された議員提案による意見書一件を原案可決した後、議員派遣を決定し閉会。

